

# アユ漁と縁薄い ダム推進派たち

鶴 祥子

川辺川ダムの地元、球磨川漁協の組合員は半数以上がダム建設に反対している。しかし、推進派が多数を占める現執行部は、二月二八日の総代会で、補償金など国土交通省との交渉内容の賛否を決める予定だ。これは少数の横暴だ、と反対の声が巻き起こっている。

川辺川ダム（コラム参照）の建設推進派、反対派の攻防は、行政や流域住民、川と海の漁業者をも巻き込んで激しさを増している。

不知火海沿岸の三七漁協は二月一日、川辺川ダム対策委員会（会長、宮本勝・熊本県漁連第三部長）を設置し、国土交通省や熊本県に環境影響調査を求める要望書を提出し

た。諫早湾干拓の影響とみられる有明海の魚介類被害が他人事ではないからだ。宮本会長は「ダムが海に与えてきた影響は、漁民が一番知つと

る。それなのに、（政府は）影響がないとして何も説明せず、急いでダムを造ろうとするのはおかしい」と、断固反対の構えだ。 鶴島漁協の平岡雪信さんもこう証

言する。「流し（梅雨）になって球磨川上流の市房ダムが放水すつと、厚さ五〜六メートル、幅数百メートルにもなる濁水の帯が対岸まで届き、網もなんも流れ漁にならん。それより恐かどが、その後にくる赤潮た

い。九九%発生する」 赤潮の被害は年々ひどくなつており、去年は四〇億円以上の被害を出した。これ以上、海に環境負荷を与えることは海の死を意味すること、漁業者は誰よりも肌で感じている。

## ダム阻止のヤマ場は 28日の漁協総代会

これら日増しに大きくなる海面漁協の組合員の声に、国土交通省は二月一八日、初めて不知火海沿岸の三七漁協組合長を集めた説明会を開催した。しかし、「影響が海までおよばないよう努力する」と繰り返す同

と、「影響が出てから調査をしても間に合わない」とする漁業者の話し合いは平行線のまま終了した。 三七漁協の対策委員会は翌一九日、八代郡鏡町で総決起集会を開き、詰めかけた漁民一五〇〇人が、「われわれの手で不知火海を守るぞ」「影響調査をしろ」と、シュプレヒコールをあげた。

一方、球磨川流域の市町村長で構成する「川辺川ダム建設促進協議会」も同一八日、推進のための総決起集会を開催した。副会長を務める沖田嘉典八代市長は一〇日の同協議会の席上、海面漁協の動きに対し「自分

にも（補償金を）いくらかよこせということだろう」と発言、漁民らの怒りで撤回する騒ぎとなった。

このように推進派、反対派の動きが急なのは、地元の球磨川漁協（木下東也組合長、約一八〇〇人）が二月二八日にも総代会を開き、約一六

## 建設意義がない川辺川ダム

国土交通省が造ろうとしている川辺川ダムは、高さ107.5メートル、最大幅274メートルのアーチ式コンクリートダムで、貯水容量は1億3300万立方メートル。完成すれば九州で2番目の巨大ダムとなる。

建設目的は二転三転している。電源開発株が水力発電用に予備調査を始めたのは1953年。村の中心部が水没する五木村の反対で計画が行き詰ると、熊本県が川辺川東岸の高原（たかんばる）台地を水田化する目的で計画を引き継いだ。63年から3年連続で起きた水害をきっかけに政府は66年、治水専用ダムとして計画を発表する。そして2年後の68年、灌漑（かんがい）と発電が再び目的に加えられ、現在の計画となった。事業費は、計画当初350億円だったが、98年の基本計画変更で2650億円に膨れ上がっている。2001年度予算案では事業費151億円がついている。

だが、治水・利水面は疑問だらけ（本誌303号〔2000年2月18日〕参照）だし、川辺川ダムの計画発電量はダムで水没する発電所の発電量とほぼ同じ。巨額の税金を投じて川辺川ダムを造る意味はなく、残されるのは川や海への環境破壊だけだ。

川辺川ダムの問題点は、「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」のホームページ（<http://kawabe.technologic.co.jp/>）が詳しい。

（編集部）



億五〇〇〇万円の漁業補償契約締結(ダム受け入れ)を決めそうだからだ。国土交通省は補償契約を締結すれば、年度内にも川辺川ダム着工を強行するとの観測も出ている。だが、この総代会開催が問題なのだ。

## 金と良心の闘い

ダム反対の立場を取り続けてきた球磨川漁協がダム推進へ邁進(まいしん)したのは昨年九月一日。この日の臨時総代会で反対派の理事・監事の全員が、多数派工作により罷免(ひめん)されたのがきっかけだった。新執行部はダム推進派で占められ、木下組合長の意図する補償交渉委員会が設置されると、密室のなか連日のように国土交通省と補償交渉が進められてきた。

この臨時総代会の決議内容などを不服とする組合員四六四人は、すぐに水産業協同組合法(水協法)の手続きにしたがって総会の開催を求めた。組合員の五分の一(約三三〇人)の請求があれば、二〇日以内に総会を開催しなければ水協法違反となる。組合員を対象としたアンケートの結果は、半数以上がダム反対だ。総会を開催すれば、総代会の決議がひっくり返されると読んだ理事会は、総会開催を拒否し続けている。

これに対し、反対派組合員でつくる「川辺川・球磨川を守る漁民有志の会」の代表、吉村勝徳(よしむらかつとく)さんは、「漁協を売り渡すのは許せない」と、八〇

〇人を超える「補償交渉委員会」に交渉を委任しませんと署名を手に理事會に詰め寄っている。

球磨川における一年間のアユの漁獲金額は、少なく見積もっても一五億円を超える。吉村さんらアユ漁で生活を支える組合員も少なくない。しかしながら、

ダム推進派で固められた執行部にはアユ漁で生活するものはほとんどいない。そういった立場の人が、組合員の委任も受けずに補償交渉の内容を決めたのだから、吉村さんたちの怒りはもつともだ。

最高決議機関である総会の開催請求を拒否し、補償交渉を進める執行部のやり方に危機感を感じた組合員一六人は二月一日、組合員の総意をえない補償交渉委員会設置は無効だと求める訴えを熊本地裁に起こした。原告団長の塚本昭司(つかもとあきし)さんは「もちろん、自分がダム反対ということもある。しかし、組合員の総意も問わず、(総会を開くよう求める)県の勧告も無視し、水協法違反も覚悟の上と、一部の人間が補償交渉を

### 球磨川漁業協同組合第38回臨時総代会

二〇〇〇年九月一日、熊本県人吉市で開かれた球磨川漁協臨時総代会。多数派工作により、川辺川ダムの建設反対派が罷免された。



進めるやり方を問いたい。一刻も早く正常な組合運営に戻したい」と提訴理由を説明する。

問題は、漁協を指導する立場にある熊本県漁政課にもある。昨年一月二十七日、総会を開かない水協法違反に勧告はしたものの、無視し続ける漁協執行部にそれ以上強い指導を行なう気配はなかったのである。その足元を見透かすように、漁協執行部は一月一三日、補償(ダム承認)の賛否を問う臨時総代会を二月二日に開催することを決定した。

これにはさすがに熊本県もあわてたのか翌一四日、球磨川漁協に対し、総代会の前に組合員から請求されている臨時総会を開くよう指導した。

球磨川漁協は二二日に予定してい

た臨時総代会を中止することを決定したが、この突然の中止が県の勧告に従ったものでないことは明らかだ。なぜなら、もともと二月二十八日に予定されていた定期総代会の議題に臨時総代会の議案を盛り込んでいるからだ。こそくな手法であり、総会を開催すべきという県の勧告がまたもや無視されたのは事実である。厳しくなった世論の非難をかわそうとしている姿勢が、漁協執行部と県漁政課のどちらにも見え隠れする。

球磨川流域市町村の一つ、熊本県坂本村では、ダムの是非を問うための住民投票条例の制定を求めて署名活動が始まった。熊本市では一八日、もう黙っておられないと女性たちが反対パレードを繰り広げた。住民のダムへの不満は一気に吹き出そうとしている。二八日の定期総代会の開催に向けて、ダムの反対派、推進派の攻防は、まさに決戦前夜の様相を呈しているのだ。

いま問われているのは、民意を反映せず違法も見逃そうとする行政の在り方と、違法行為を行なう数人の漁協執行部、それを知りつつ交渉を続ける国土交通省の姿勢だ。

球磨川漁協の組合員が手にする補償金は一人あたり数十万円。川や海の破壊と引き換えにできる金額ではない。だが、このままでは、またもお金

が良心を駆逐することになりそう